

～産後ケア事業のお知らせ～

出産後の回復や育児等に不安をお持ちのお母さんが、出産病院退院後、実施医療機関に宿泊し、産後の体を休ませたり、母子のケアや授乳・育児指導等を受けることができます。

利用できる方

長岡市に住所があり、産後おおむね1か月未満のお母さんと新生児で、次のいずれかに該当する方

- (1) お母さんの体調不良や育児が心配な方
- (2) 家族などから支援が受けられない方
- (3) 産後の経過に応じた休養や栄養の管理等が必要な方

利用内容

- (1) 利用できる内容
 - ・お母さんの心身のケア
 - ・乳房の管理
 - ・授乳や沐浴などの育児指導
 - ・休息 等
- (2) 利用期間：原則7日以内
初日は午前10時から、最終日は午前11時まで
- (3) 持ち物：母子健康手帳、産婦の着替え、赤ちゃんのお尻拭き、宿泊に必要なもの
- (4) その他：個室の空き状況やお母さんと赤ちゃんの健康状況によってはご利用いただけない場合があります。
利用初日は午前10時の来院、最終日は午前11時までの退所になります。

実施医療機関

八幡産科婦人科医院 住所：長岡市稲保南3丁目766-27
電話：0258-94-6257

(1) 利用料金：1日5,500円

例) 1泊2日(2日間)利用し、食事を3食かつ病衣を希望した場合の自己負担

利用料(5,500円×2日)＝11,000円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯には、減免制度(利用料金のうち1日5,500円免除)があります。事前申請が必要です。詳しくはこども家庭センターまでお問合せください。

利用申請

こども家庭センターへ連絡のうえ、お越しください。

【申請時の持ち物】母子健康手帳

代理の場合：母子健康手帳、記入済の申請書

お問合せ先

長岡市教育委員会子ども未来部 こども家庭センター

(土日祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分)

住所：長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ6階

電話：0258-36-3790